

## 中華人民共和国における輸入食品海外製造企業登録管理規定について

本年 4 月、中国政府は、輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求める「中華人民共和国輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第 248 号）（以下「新規定」といいます。）を公布し、来年 1 月 1 日に施行予定となっています。

新規定は、中国向けに食品を輸出する国外製造、加工及び貯蔵企業（卸売企業を含む。）に対し、中国税関への登録を義務付けており、酒類については事業者自らによる登録が求められています。

新規定によれば、登録に際しては、以下の申請資料を提出することとされています。

- ・ 企業登録申請書
- ・ 所在国主管当局が交付した営業許可証等、企業の証明文書
- ・ 新規定の要件に適合することを誓約する旨の企業の声明書

国税庁としては、新規定の施行後も輸出が円滑に行われるよう、上記申請資料の詳細等、新たな情報が得られましたら、国税庁ホームページを随時更新し、お知らせいたします。

なお、保健食品として中国に酒類を輸出している事業者の方におかれましては、別の手続が必要となる可能性がありますので、以下の連絡先までご連絡いただけますと幸いです。

### 【参考資料】

- ・ [「輸入食品海外製造企業登録管理規定、2022 年から施行」](#)
- ・ [「中華人民共和国輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第 248 号・JETRO 仮訳）](#)  
(JETRO のホームページへリンク)
- ・ [「中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る規制への対応について」](#)  
(農林水産省のホームページへリンク)

### <連絡先>

国税庁酒税課輸出促進室国際交渉第一係  
03-3581-4161（内線：3507、3167）